A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。）		
(d) 船舶の保守及び修理（CPC八八六＊＊）		
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。	らず、当該不利益な取扱いが引き続き当該日本国の船舶の運航に対し著しく害するときは、対抗上当該船舶の運航に対して一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国内の港への入港 (b) 日本国内の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。 (3) (a) 日本国の船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、船舶に制限しないただし、日本国の船舶を取得するには、国籍を取得すること（注）を満たす必要がある。 注 「国籍要件」とは、船舶の者が所有しなければならないことをいう。 (b) 日本国立の法律に設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (4) (a) 船員については、日本国の法人により雇用され、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) 国際海上運送サービスを提供するための拠点他の形態の海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。	(f) 航行補助サービス (g) 陸岸において行う船舶（通信、給水及び電気の供給を含む。）の運航に不可欠なサービスであって、船舶の修理サービス及びドック入渠サービスを除くもの (h) 応急の修理サービス (i) びょう泊及び係留のサービス
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。	らず、当該不利益な取扱いが引き続き当該日本国の船舶の運航に対し著しく害するときは、対抗上当該船舶の運航に対して一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国内の港への入港 (b) 日本国内の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。 (3) (a) 日本国の船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、船舶に制限しないただし、日本国の船舶を取得するには、国籍を取得すること（注）を満たす必要がある。 注 「国籍要件」とは、船舶の者が所有しなければならないことをいう。 (b) 日本国立の法律に設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (4) (a) 船員については、日本国の法人により雇用され、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) 国際海上運送サービスを提供するための拠点他の形態の海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。	(f) 航行補助サービス (g) 陸岸において行う船舶（通信、給水及び電気の供給を含む。）の運航に不可欠なサービスであって、船舶の修理サービス及びドック入渠サービスを除くもの (h) 応急の修理サービス (i) びょう泊及び係留のサービス
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用するドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 (4) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

	(e) 押し船及び引き船のサービス（CPC七二一四）	(f) 引揚げその他の救助サービス、給油サービス、給水サービス及びごみ収集サービス（CPC七四五四、七四五九）	海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）	コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）	海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限すること（注）ができる。 注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用又は免許の手続を適用することができる。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限すること（注）ができる。 注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用又は免許の手続を適用することができる。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。